

平成30年3月7日

厚生労働省保険局医療課 御中  
保険課 御中  
国民健康保険課 御中  
高齢者医療課 御中

協同組合日本接骨師会  
会長 登山 勲

**不正保険取り扱い防止対策と  
「療養費受領委任払い制対策」の混同注意の要望**

**要望の趣旨**

不正保険取り扱い厳禁と対策の大事は言をまたずです。だが、手段を選ばずの誤りも言をまたずです。この取り組みにあたり「不正防止対策」と「療養費受領委任払い対策」の関係について「患者の受診妨害問題」や受領委任払い取り扱いで「既得権問題」や「法の下での平等に抵触問題」などの回避の注意を賜るようお願い申し上げます。

**要望の理由**

不正保険取り扱い防止対策は故意問題と過失問題の混同注意で検討委員会案で指摘しましたがさらに保険者の統計整備に基づく資料の収集と分析に基づく傾向的乱診乱療問題の根拠と証拠の取り組みの大事です。

また、受領委任払い取り扱いについては柔道整復師業界の疑問の「既得権問題」や「法の下での平等の抵触問題」の注意の大事で、この事について不正保険取り扱い防止対策は故意問題対策と過失問題対策の混同注意対策で、これとは次元の異なる受領委任払い取り扱いでは法の下での平等に配慮し、知識修得の大事についてもこの事に留意した対策の大事です。

平成30年1月16日通知各件について上記の懸案について留意賜るようお願い申し上げます。